

平成30年度事業計画

(平成30年7月1日～平成31年6月30日)

【運営指針】

協会は、青果物の安定的な生産出荷の推進、野菜・果樹農業者の経営の支援及び青果物の需要拡大等を図るための事業等を実施し、これを通じて愛媛県農業の発展を図ることを目的とする。

I 趣 旨

野菜は生鮮食料品として、国民生活に欠かせない必需物資であるが、気象条件によっては作柄が変動しやすく、鮮度保持も難しいことから価格が変動しやすい特性がある。特に価格の低落は、生産者の生産意欲の減退や野菜農家経営の不安定につながり、消費者への安定供給がむずかしくなり国民生活にも大きな影響を及ぼすことになる。

このようなことから、野菜の生産出荷計画に基づいて出荷された野菜の価格が著しく低下した場合において、生産者に対し補てん金を交付することによって生産意欲を高揚し、野菜産地の維持・拡大を図るとともに野菜経営の安定と消費生活の安定に努める。

また、加工・業務用野菜は、野菜需要全体の過半を占め、国産の加工・業務用野菜の安定供給体制の整備が求められる中、これまでの生鮮野菜産地等における加工・業務用への作付け転換や、異常気象や連作障害に対処し安定的に供給できるような作柄安定技術の導入が喫緊の課題となっている。

このため、加工・業務用野菜の生産農家の経営安定と所得確保に資するとともに、消費者に対する野菜の安定的な供給を目的として、加工・業務用野菜生産基盤強化事業に取り組む。

一方、果樹農業については、果樹農業の担い手の高齢化や後継者不足、消費面における若年者の果物離れ等が進行し、国産果実の生産量は減少傾向をたどるなど依然として厳しい状況が続いている。

こうした状況の下、果実の安定的な生産出荷及び果樹農家の経営の支援に関する事業、果実の生産から流通加工・需要拡大に至る事業等を行うことにより、果実の需給の安定的な拡大と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与していく。

そのため、需要に即した品種・品目への転換を促進に向け、果樹産地における要望が強い果樹未収益期間支援事業に引き続き積極的に取り組むとともに、果樹産地の構造改革を推進するための果樹経営支援対策事業を継続して実施する。また、うんしゅうみかん等の需給と品質の安定を図るため、果実計画生産推進事業を着実に実施するとともに、必要に応じ緊急需給調整特別対策事業等に取り組む。

果実加工流通対策として、果実加工需要対応産地育成事業を引き続き実施するとともに、うんしゅうみかん加工用果実への価格補てんにより県産果汁生産システムとブランドの維持に向け、加工原料用安定供給連携体制構築事業に取り組む。

以下、平成30年度事業計画の概要は次のとおりである。

II 事業の概要及び計画

【野菜事業計画】

1 事業別概要

(1) 野菜価格安定基金造成事業

食の消費構造の変化や加工・業務用等の多様な実需者の要望に対応するため、消費者に安定供給できる新たな野菜安定供給産地を育成するため普及・啓発を行い、新規に野菜を導入する産地から生産・出荷された野菜を対象として、市場価格が保証基準額を下回った場合に補てん金の交付を行う。

そのための資金を、県・市町・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、資金の管理運営を行う。

(2) 転作野菜価格安定事業

水田において野菜への転作を計画的に実施し、産地として定着させるため、野菜の需給及び価格安定を図る必要があるため、普及・啓発を行うとともに、転作を実施した産地から生産・出荷された野菜を対象として、市場価格が保証基準額を下回った場合に補てん金の交付を行う。

そのための資金を、国・県・市町・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、資金の管理運営を行う。

(3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

国民の消費生活上重要な野菜である「指定野菜」に準ずる「特定野菜等」の需給及び価格安定を図るため、普及・啓発を行い、対象産地から生産・出荷された野菜を対象として、市場価格が保証基準額を下回った場合に(独)農畜産業振興機構からの価格差補給助成金を受け、価格差補給交付金等の交付を行う。

そのための資金を、機構[国]・県・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、資金の管理運営を行う。

(4) 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業

指定野菜の生産及び出荷の安定を図ることを目的として、事業実施主体である(独)農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が実施する指定野菜価格安定対策事業の資金造成について、愛媛県補助金を納付金として機構に納付する。

(5) 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

加工・業務用野菜の生産基盤の強化に向けた取り組みを推進するため、作柄安定技術の導入等により加工・業務用野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む事業実施主体に対し、一定の助成単価により当該取組面積に応じて補助する(独)農畜産業振興機構が行う事業について、協会は加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業を実施する。

【果実事業計画】

1 事業別概要

(1) 果実計画生産確認事業

うんしゅうみかんの生産出荷目標の作成のための会議開催費、調査費、台帳整備費及び資料作成費、生産出荷計画の実施状況の確認のための確認担当者手当及び帳簿作成費、産地指導のための講習会開催費及び資料作成費等の経費を補てんする。

(2) 緊急需給調整特別対策事業

うんしゅうみかんについて、計画的な生産出荷への取組を行ったにもかかわらず、一時的な出荷集中により、市場価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、需給及び価格の安定を図るため、全国果実生産出荷安定協議会が事業発動したときに、農協が作成した事業実施計画に基づき、生果を緊急的に加工に仕向けた経費の一部を補助するものとする。

(3) 果樹経営支援対策事業

担い手の経営基盤の強化及び競争力の高い産地育成の加速化を図るため、産地計画に基づき、優良品目・品種への転換、小規模園地整備等の整備事業及び労働力調整システムの構築、大苗育苗ほの設置等の推進事業を行う担い手、生産出荷団体等に対し、補助金を交付するものとする。

(4) 果樹未収益期間支援事業

競争力の高い果樹産地の育成を強化するため、担い手等が(3)の果樹経営支援対策事業等により優良な品目又は品種への改植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間に要する経費の一部を補助するものとする。

(5) 加工原料安定供給連携体制構築事業

加工用果実の再生産価格を確保するため、契約取引等による計画的な取引手法の実証や加工用果実の選別及び出荷体制の構築並びに作柄安定技術の導入に要する経費の一部を補助するものとする。

Ⅲ 法人管理執行計画

1 会議開催予定

開催年月日	会議名	議題
平成30年7月10日	臨時総会	○理事の辞任に伴う選任
平成30年8月17日	監事監査	○平成29年度事業報告 ○平成29年度決算報告
平成30年8月29日	第1回理事会	○平成29年度事業報告及び決算書の承認 ○交付準備金負担金単価の決定 ○交付準備金負担金残額等の処分 ○平成30年度会費徴収 ○業務方法書の一部変更 ○中長期経営計画書の策定 ○平成30年度通常総会の開催
平成30年9月21日	通常総会	○平成29年度事業報告の報告 ○平成29年度決算書の承認 ○平成30年度会費徴収 《報告事項》 ○平成30年度事業計画及び収支予算ならびに中長期経営計画書の報告
平成31年1月下旬	第2回理事会	○野菜事業業務方法書の一部変更の承認 《報告事項》 ○平成30年度職務執行状況の中間報告
平成31年6月中旬	第3回理事会	○平成31年度事業計画及び予算の承認 ○業務方法書の一部変更の承認 《報告事項》 ○平成30年度職務執行状況の中間報告